

教 職 員 給 与 に つ い て

平成18年9月13日

財 務 省 主 計 局

## (1) 義務教育に関する財政支出の状況

### 小中学校に対する公教育費支出の状況

	平成元年 (1989)	平成15年 (2003)	元年 15年 (1989 2003)
児童生徒数(小中学校) (A)	1,488万人	1,059万人	29%
公教育費(小中学校費) (B)	8.6兆円	9.3兆円	+ 8%
(B)/ (A)	57.8万円	87.5万円	+ 51%

(注1) 公教育費については、債務償還費を除く。

(注2) 平成16年度地方教育費調査(平成15会計年度)中間報告他文部科学省より

### 義務教育費国庫負担金の状況

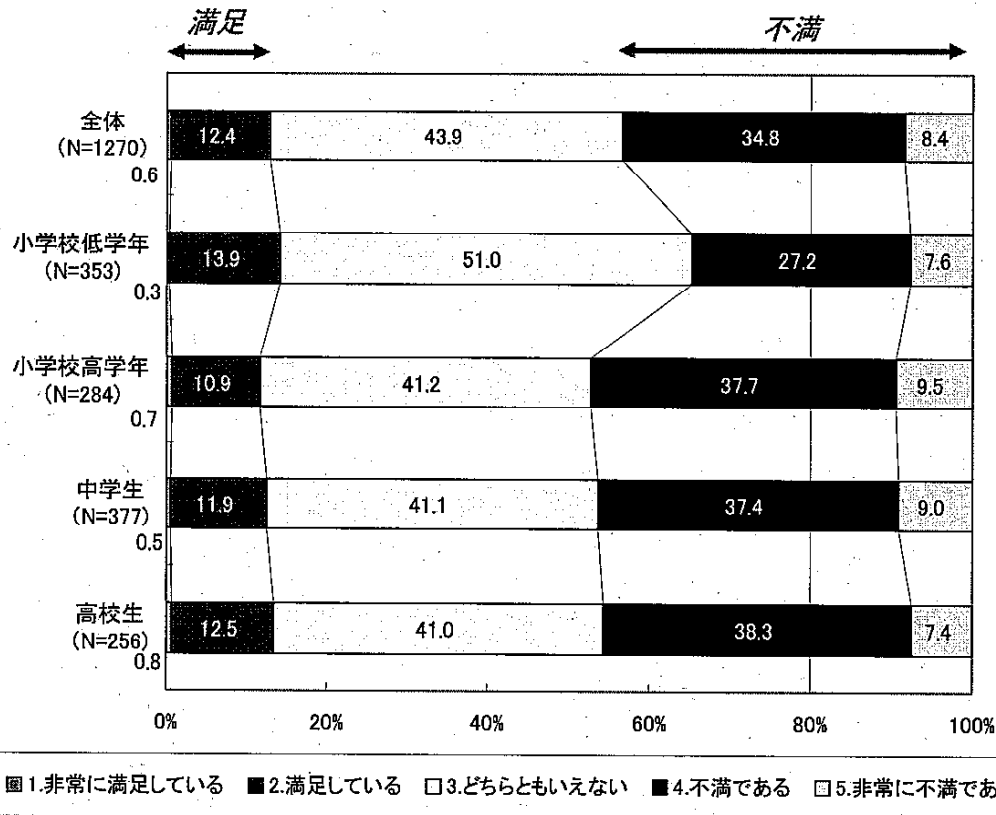
	平成元年 (1989)	平成16年 (2004)	元年 16年 (1989 2004)
公立小中学校の児童生徒数 (A)	1,488万人	1,048万人	30%
義務教育費国庫負担金予算額 (B)	2兆0,025億円	2兆5,128億円	+ 25%
(B)/ (A)	13.5万円	24.0万円	+ 78%
教職員定数	76.2万人	70.3万人	8%

(注) 元年度の予算額からは、共済費長期給付、公務災害補償基金負担金、児童手当及び退職手当を除いている。

## (2) 現在の学校教育に対する満足度

- 保護者に現在の学校教育に対して満足しているかどうかを尋ねたところ、満足(「非常に満足している」と「満足している」の合計)が13.0%、「どちらともいえない」が43.9%、不満(「不満である」と「非常に不満である」の合計)が43.2%であり、不満を感じている保護者が4割強に達している。
- 子どもの学年別にみると、小学校低学年は「どちらともいえない」が多く、不満である人の割合がやや低くなっている。

現在の学校教育に対して満足をしていますか。[子どもの学年別]



内閣府 「学校制度に関する保護者アンケート(平成17年10月6日)」より

( 3 ) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 (抄)( 平成 18 年 7 月 7 日 閣議決定 )

第 3 章 財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

( 4 ) 第 1 期目標の達成に向けて

歳出改革

- ・各分野における歳出改革の具体的内容

( 別 紙 )

義務教育費国庫負担金について以下の見直しを行う。

ア) 教職員の定数については、子どもの数に応じた削減を行うこととし、具体的には、今後 5 年間で 1 万人程度の純減を確保する。

イ) 地方公務員の給与構造改革や地方における民間給与水準への準拠を徹底させる。

ウ) 人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも反映させる。

## ( 4 ) 行政改革の重要方針 ( 抜粋 )

平成 17 年 12 月 24 日  
閣 議 決 定

### 4 総人件費改革の実行計画等

#### ( 1 ) 総人件費改革の実行計画

##### ア 公務員の定員の純減目標

##### 地方公務員の純減目標

##### (ア) 国基準関連分野

国が定数に関する基準を幅広く定めている分野（国基準関連分野）の職員（教育・警察・消防・福祉関係の 200.8 万人）については、地方の努力に加えて国が基準を見直すことにより、これまでの実績（5 年間で 4.2%）を上回る純減を確保する。特に人員の多い教職員（給食調理員、用務員等を含む。）については、児童・生徒の減少に伴う自然減を上回る純減を確保する。

##### イ 給与制度改革等

##### 地方公務員給与

##### (I) 教職員の給与

義務教育教職員の人材確保の観点から給与の優位性を定めた学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）について、教職員を巡る雇用情勢の変化等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行う。具体的には、教職員給与関係の法令を含め、教職員給与の在り方について検討を行い、平成 18 年度中に結論を得て、平成 20 年春に所要の制度改正を行う。

(5) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抜粋)

(地方公務員の職員数の純減)

第五十五条 政府は、平成二十二年四月一日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成十七年四月一日における当該数からその千分の四十六に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。

2 政府は、前項の規定の趣旨に照らして、地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すほか、地方公共団体の事務及び事業に係る施策については、地方公務員の増員をもたらすことのないよう努めるものとする。

3 政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第一条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する教職員をいう。)その他の職員の数について、児童及び生徒の減少に見合つ数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

4 地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、職員数を厳格に管理するものとする。

5 地方公共団体は、公立の大学及び地方公営企業について、組織形態の在り方を見直し、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。)(又は一般地方独立行政法人(同法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。))その他の法人への移行を推進するものとする。

(地方公務員の給与制度の見直し)

第五十六条 地方公共団体は、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置、人事委員会の機能の強化その他の措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映させるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとする。

3 政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成十八年度中に結論を得て、平成二十年四月を目途に必要な措置を講ずる

## (6)学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の

### 人材確保に関する特別措置法(抄)

(昭和四十九年二月二十五日法律第二号 議員立法)

(目的)

**第一条** この法律は、学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

(優遇措置)

**第三条** 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

#### 【参考】「人確法」制定時と近年の雇用情勢の比較

有効求人倍率(全職種)

昭和48年度：1.74      平成16年度：0.86

(1973)                      (2004)

新規大卒就職率(全職種)

昭和48年：75.3%      平成18年：63.7%

(1973)                      (2006)

公立学校の教員採用試験の競争倍率

昭和55年度：5.2倍      平成17年度：7.6倍

(1980)                      (2005)                      (1998)

公立学校の教員採用試験の競争倍率のうち、特に中学校教員は、平成10年度以来、連年10倍を超える高水準となっている。

(注) 昭和54年度以前の公立学校の教員採用試験の競争倍率については、各都道府県における受験者数が国として取りまとめ把握をされていないため不明である。

## (7) 教員と一般行政職との給与月額と比較

### 昭和49年

都 道 府 県	平成49年4月			
	給与月額 A + B	給料 A	諸手当 B	平均年齢
小・中学校教員	141,462 (114.9)	129,796 (126.9)	11,666	39.4
一般行政職	123,164 (100.0)	102,266 (100.0)	20,898	36.6

### 昭和54年

都 道 府 県	平成54年4月			
	給与月額 A + B	給料 A	諸手当 B	平均年齢
小・中学校教員	255,836 (114.2)	220,013 (119.4)	35,823	39.4
一般行政職	223,967 (100.0)	184,270 (100.0)	39,697	38.1

### 平成元年

都 道 府 県	平成元年4月			
	給与月額 A + B	給料 A	諸手当 B	平均年齢
小・中学校教員	333,980 (101.7)	286,323 (107.8)	47,657	38.9
一般行政職	328,395 (100.0)	265,535 (100.0)	62,860	39.5

### 平成5年

都 道 府 県	平成5年4月			
	給与月額 A + B	給料 A	諸手当 B	平均年齢
小・中学校教員	386,575 (100.6)	332,096 (107.0)	54,479	39.1
一般行政職	384,176 (100.0)	310,339 (100.0)	73,837	39.4

### 平成10年

都 道 府 県	平成10年4月			
	給与月額 A + B	給料 A	諸手当 B	平均年齢
小・中学校教員	443,015 (101.9)	382,349 (110.0)	60,666	40.7
一般行政職	434,932 (100.0)	348,872 (100.0)	86,060	40.7

### 平成15年

都 道 府 県	平成15年4月			
	給与月額 A + B	給料 A	諸手当 B	平均年齢
小・中学校教員	462,720 (104.2)	399,842 (111.0)	62,878	43.0
一般行政職	444,188 (100.0)	358,852 (100.0)	85,336	42.4

### 平成16年

都 道 府 県	平成16年4月			
	給与月額 A + B	給料 A	諸手当 B	平均年齢
小・中学校教員	459,058 (104.1)	396,712 (111.0)	62,346	43.3
一般行政職	440,953 (100.0)	356,679 (100.0)	84,274	42.6

- ・平均年齢は教員の方が0.7歳高い
- ・学歴による差  
(大卒：行政職55%、教員88% 短大卒：行政職9%、教員12% 高卒：行政職35%、教員0.1%)



# (8) 地方一般行政職と小・中学校教職員の年齢別給料月額額の比較 (平成15年度ベース)

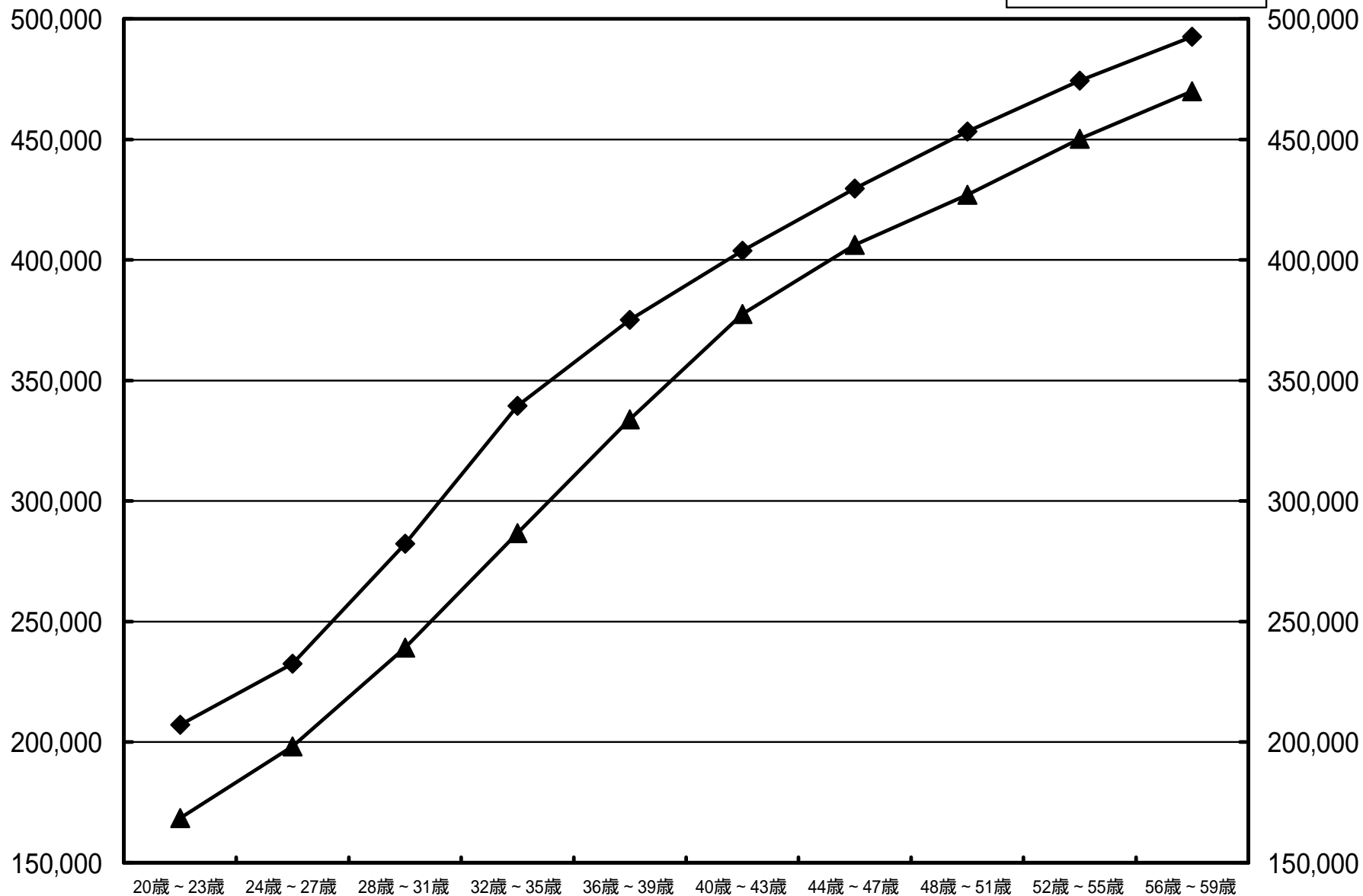
(単位:円)

【全都道府県】

(2003)

▲ 一般行政職  
◆ 小・中学校教育職員

(単位:円)



## ( 9 ) 義務教育教職員の給与について

### 1 . 他の職種との比較

	給料月額		給与月額	
	金額 (円)	指数	金額 (円)	指数
一般行政職	359,070	100.0	442,267	100.0
教職 (小・中・幼)	397,698	110.8	459,807	104.0
消防	366,400	102.0	530,750	120.0
警察	357,546	99.6	510,430	115.4

平成 17 年地方公務員給与の実態 (平成 17 年 4 月 1 日地方公務員給与実態調査結果)

### 2 . 年金等への反映

	地共済全体		
		都道府県職員	公立学校
退職年金の 平均支給月額 (円) (注 1)	225,032	225,180	243,777
平均標準報酬月額 (給料月額 : 円) (注 2)	453,265 (362,612)	449,579 (359,663)	494,178 (395,342)
組合員数	男	1,996,023 人	252,111 人
	女	1,155,286 人	104,314 人

(注 1) 退職年金受給者及び 65 歳未満で加入期間 20 年以上の退職共済年金受給者の平均支給月額である。

(注 2) 地共済の平均標準報酬月額は、平均給与月額を 1.25 倍したものである。

平成 15 年度地方公務員共済組合等事業年報 (総務省)

(10)一般公務員と教育公務員の退職手当比較

	一般公務員				教育公務員			
	長期勤続後の退職等		整理退職等		長期勤続後の退職等		整理退職等	
	人員	手当総額	人員	手当総額	人員	手当総額	人員	手当総額
総計	1,675	269.9億円	29,217	7,747.0億円	69	12.1億円	13,052	3,856.7億円
一人当たり平均 手当額	1,611.2万円		<u>2,651.5万円</u>		1,759.3万円		<u>2,954.9万円</u>	

(出典)平成17年度地方公務員給与実態調査結果より

( 1 1 ) 平成18年6月21日 自民党歳出改革 P T 提出資料

## 教員給与の優遇分の取扱いについて

平成 18 年 6 月

財務省・文科省

## 人材確保法優遇分の縮減

### 1. 教員給与の縮減

(1) 人材確保法に基づく優遇分 (給与費目を個別に月額ベースで比較した場合)

本給での優遇	16,096円	(教員本給 374,495円と一般職本給 358,399円の差額)
義務教育等教員特別手当	13,692円	
合計	29,788円	(教員給与月額 410,451円の7.26%に相当)

(2) 当面の縮減額

教員には一般行政職に支払われる時間外勤務手当が支給されない代わりに教職調整額が支給されるという特殊事情があることにかんがみ、当面の措置として、教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る部分について縮減する。

教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る額  
11,323円 (教員給与月額 410,451円と一般職給与月額 399,128円の差額)  
(教員給与月額 410,451円の2.76%に相当)

(内訳)

・本給の減額	5,662円
・義務教育等教員特別手当の減額	5,662円

国庫負担縮減額 約430億円(18年度予算ベース)

(3) 残る優遇分 18,465円

今後、教員の勤務実態調査の結果等に基づき、18年度末までに、教職調整額と時間外勤務手当との関係や、教職調整額の本給扱いの是非を含め、教員給与の在り方について全般的に検討し、その取り扱いについて結論を得る。その際、教員の職務の専門性から必要とされる要素(職務給)という観点からの配慮も必要。

(4) メリハリのある給与体系の構築

あわせて、平成18年度末までにメリハリのある給与体系の構築について検討し、結論を得る。

### 2. 教員退職手当の縮減

退職手当の算定ベース(本給+教職調整額)

本給 374,495円 + 教職調整額 14,322円 = 388,817円

当面の縮減による退職金算定ベースの引き下げ

上記1.(2)のうち本給の減額による縮減額	5,662円
引下げ率	5,662円 ÷ 388,817円 = 1.46%

教員退職金の縮減額

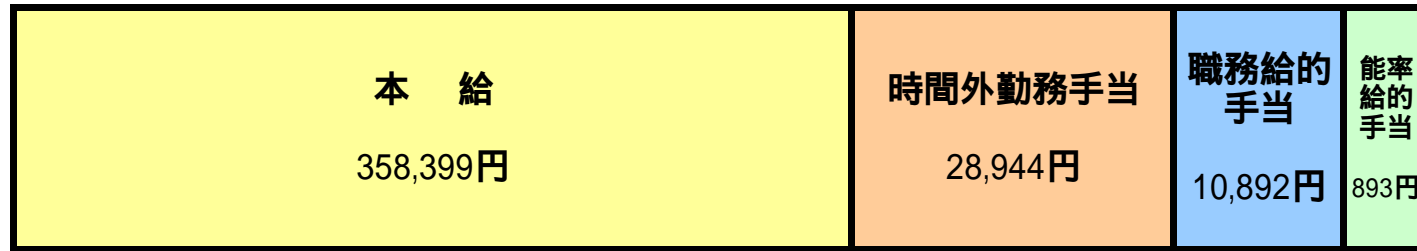
平成17年度の教員への退職手当支給総額	3,857億円
当面の縮減額	3,857億円 × 1.46% = 約56億円

(注) 上記は平成13~17年度の地方公務員給与実態調査結果の平均給与月額(年齢・学歴を同一条件に補正し、給与水準比較に適さない通勤手当、住居手当、地域手当等を除くベース)に基づく。

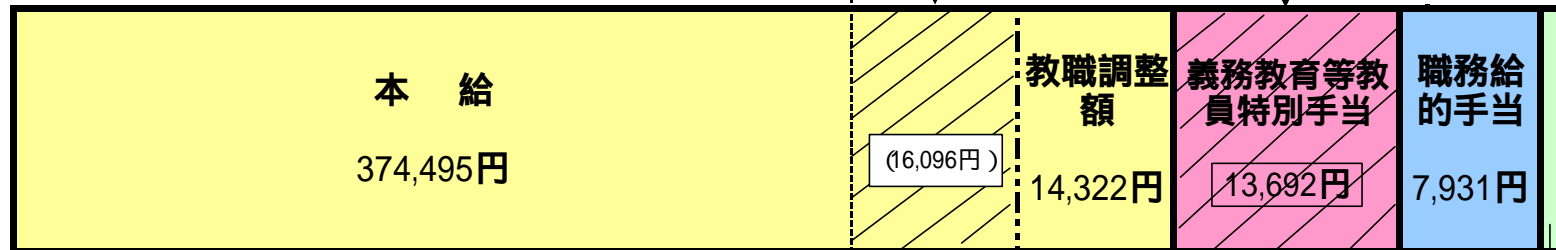
# 一般行政職と教員の給与比較

(平成13～17年度における5年間平均ベース)

一般行政職 給与月額 399,128円



教員 給与月額 410,451円



11,323円  
2.76%

29,788円  
7.26%



教員の優遇分

能率給の手当  
11円

## 教員給与の優遇部分の取扱いについて

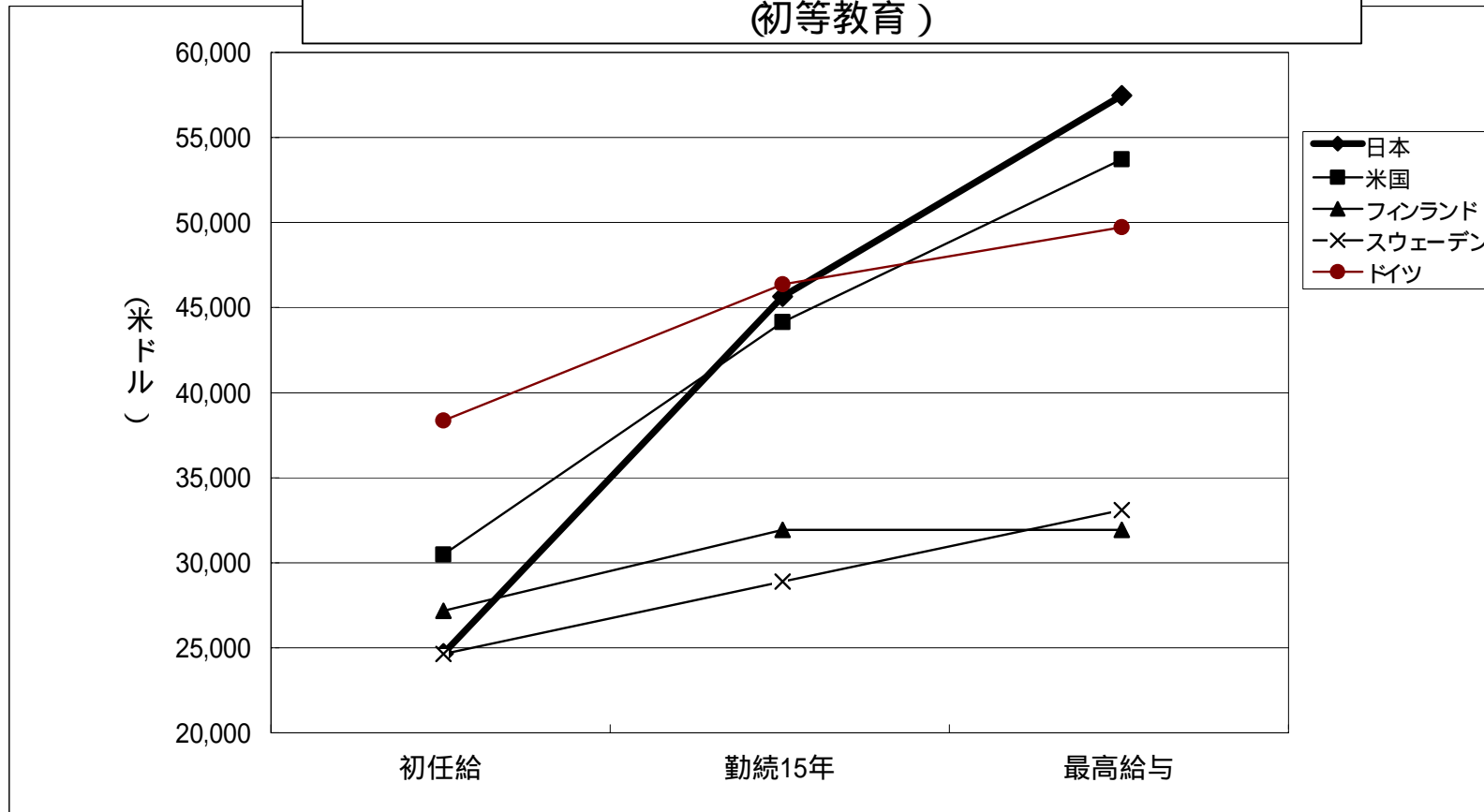
- 1．一般行政職に対する人材確保法に基づく教員給与の優遇部分は、給与費目を個別に見れば、本給の一般行政職の水準を超えた部分と義務教育等教員特別手当が該当する。
- 2．他方、教員には一般行政職に支払われる時間外勤務手当が支給されない代わりに教職調整額が支給されるという特殊事情があることにかんがみ、教員の給与体系の改革にあたっては、教員の勤務実態調査を行い、実態を明らかにすることが必要。
- 3．教員給与の優遇部分を縮減するにあたり、当面、以下の措置を実施する。
  - ・一般行政職は、本給、時間外勤務手当を含む能率給的手当、管理職手当を含む職務給的手当の合計額（決算ベース）
  - ・教員は、本給、教職調整額及び義務教育等教員特別手当、宿日直手当を含む能率給的手当、管理職手当、特殊勤務手当（職務給的手当）の合計額（決算ベース）を比較し、教員が一般行政職を上回る部分について縮減する。
- 4．今後、更に教員の勤務実態調査の結果等を踏まえ、平成18年度末までに、教職調整額と時間外勤務手当との関係や、教職調整額の本給扱いの是非を含め、教員給与の在り方について全般的に検討し、結論を出す。

その際、上記1．の教員給与の優遇部分のうち、上記3．の措置の後にも残る優遇部分の取り扱いについても結論を得る。

この場合、教員の職務の専門性から必要とされる要素（職務給）という観点からも配慮する必要がある。
- 5．あわせて平成18年度末までにメリハリのある給与体系の構築について検討し、結論を出す。

（注）上記3．の合計額は年齢・学歴を同一水準とした補正後ベース

(12) 国公立教員の給与比較 (2003年) 購買力平価による米ドル換算  
(初等教育)



	初任給 (A)	勤続15年 (B)	最高給与 (C)	(C)/ (A)
日 本	24,514	45,515	57,327	2.34
米 国	30,339	43,999	53,563	1.77
フィンランド	27,023	31,785	31,785	1.18
スウェーデン	24,488	28,743	32,956	1.35
ド イ ツ	38,216	46,223	49,586	1.30

(出典) Education at a glance OECD 2005



(13) 勤続15年の国公立教員給与の国際比較 (初等教育)  
 購買力平価による米ドル換算

(単位:ドル,倍)

	日本	米国	イギリス	フランス	ドイツ	フィンランド	スウェーデン
年間法定給与額	45,515	43,999	41,807	31,082	46,223	31,785	28,743
年間法定給与額 (一人あたりGDP比)	1.60	1.17	1.40	1.12	1.71	1.12	1.00
授業1時間あたりの給与	70	39		35	59	46	

(出典) Education at a glance OECD 2005 表D3.1